

排水ポンプ車利用の手引きQ&A

平成16年 4月現在
室蘭開発建設部

Q：要請は、どのようにすればよいのでしょうか。

A：まず、第一報は電話等の口答でかまいません。

次に、現場条件により当局保有機械で対応できない場合がありますので、早い時期に以下のことに関して当局担当者までFAXして下さい。

①必要とする現場の住所及び地図（平面図・断面図等現場条件の解るもの）等

②現場担当者名とその連絡先

後日、要請・貸付け関係等の書類整理があります。

Q：台風等が接近してきているので、事前に要請したいのですが。

A：災害が発生するかもしれないからとの災害対策用機械の要請は、受け付けることはできません。ただし、当局担当者等には、密に情報を入れてください。

Q：一般の河川工事で使用したいのですが。

A：災害対策用機械は、災害時の応急工事を施工するものに対して、必要に応じて無償貸付けするもので、それ以外では貸付けすることはできません。

Q：要請から到着までどの程度の時間がかかるのでしょうか。

A：機械配置場所・出勤場所によりますが、おおよそ30分～3時間程度です（過去の実績より）。

Q：排水ポンプ車の運転操作は、経験のない者でも可能なのでしょうか。

A：経験がなければ取り扱えませんので、何回かの訓練が必要です。また、労働安全衛生法関係の資格（小型移動式クレーン・玉がけ等）も必要です。

Q：作業員等が用意できないのですが。

A：基本的には地方自治体で用意していただきますが、用意できない場合、北海道開発局と協定を結んでいる、訓練を受けた会社を紹介しますので、この会社と契約してください。ただし、他の災害等で、要請に応じられない場合があります。

Q：排水ポンプ車の種類によってはクレーンが必要とありますが、クレーンの必要のない機械を貸付けて頂けないのでしょうか。

A：当局では様々な規格の排水ポンプ車を保有しておりますので、他の災害の状況により、どの規格の排水ポンプ車が派遣されるかは解りません。

Q：クレーン等の機材は開発局で用意していただけないのでしょうか。

A：当局保有の災害対策用機械は貸付けできますが、クレーン車は当局で保有していないため、用意することはできません。地方公共団体の方でご用意下さい。クレーン車は25 t級が必要となります。

Q：災害時には他の対応で忙しく、地方公共団体の職員を現場等に張り付けることはできないのですが。

A：地方公共団体の現場責任者を必ず置いて、その責任の基に排水作業にあたって下さい。また、出勤地点に避難指示がかけられる場合もあり、機敏な撤収など適切な指示が必要となる場合があります。

Q：河川の水位が高いときにも、内水排除を続けたいのですが。

A：河川の水位が異常に高い時は、河川への負担をかけすぎないように、内水排除を停止する必要があります。平成15年8月の台風10号災害のように計画高水位を越える水位の時には、堤防の崩壊が考えられますので、作業を停止し避難する必要があります。

Q：借りている間に機械が損傷してしまいました。

A：現状復帰して返納していただくこととなります。

Q：排水ポンプ車の経費はどの程度なのでしょうか。

A：排水ポンプ車の運転経費は、1日（24時間）でおおよそ30万～70万程度となります。金額に幅があるのは、排水ポンプ車の規格の違いによるためです。

注）運転費は、人件費・燃料費・経費等であり、クレーンの費用は含みません。

Q：その他借用できる機械はどのようなものがあるのですか。

A：排水ポンプ車のほかに、照明車、土のう造成機、応急組立橋です。

規格・詳細等については当局担当者（機械通信課 機械運用係）にご確認下さい。